

三原村地域経済支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上高が減少し事業状況の悪化が継続している事業者に対して、事業全般に広く使える三原村地域経済支援給付金を給付する。

【申請要件】

- (1) 村内で事業所を運営する事業者で、法人又は個人事業主であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大により直接的・間接的な影響を受けたこと。
- (3) 上記(2)の影響により、**対象月の任意の1ヶ月**の事業収入(売上)が、前年又は前々年同期比で15%以上減少していること。
- (4) 村税を滞納していないこと。
- (5) 確定申告を行っていること(確定申告をする必要が無い場合は住民税の申告を行っていること)。
- (6) 今後も事業を継続する意思があること等

【給付額】

上限額: 法人等40万円、個人事業主20万円

【対象月】

令和3年11月・12月

【給付金申請受付期間】

令和3年12月1日(水)～令和4年2月15日(火)

【申請書類】

○記入する書類

- (1) 申請書(様式1)・・・商工会(認定支援機関)に確定申告書等の売上高減少等のわかる書類を提出し証明が必要。
- (2) 誓約書(様式2)

○添付書類

- (1) 確定申告書の写し(確定申告の必要のない方は住民税の申告書控え)
- (2) 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類(写し)
- (3) 納税証明書
- (4) 通帳の写し

【申請書類の入手方法】

- (1) 役場
- (2) 商工会
- (3) 三原村ホームページ

【申請書類の提出方法】

- (1) 役場へ持参
- (2) 役場へ郵送(簡易書留などの郵便の追跡ができる方法)

【問合せ先】

三原村役場地域振興課 TEL:0880-46-2111 FAX:0880-46-2114 E-mail: shinkou@vill.mihara.lg.jp 担当: 矢野・阿部
三原村商工会 TEL:0880-46-2437 FAX:0880-46-2942 E-mail: miharasci@u_broad.jp 担当: 川村